

新規大学等卒業予定者の採用選考活動は 6月1日以降に開始してください！

1 新規大卒者等の採用選考活動について企業等に要請しています

令和6年3月新規大学等卒業予定者の就職活動について、ハローワークにおいて4月1日以降求人を公開しますが、採用選考活動については6月1日以降開始するよう企業等に要請しています。求人公開後であっても、5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。

2 5月31日以前のオンライン自主応募はハローワークにご相談ください！

求人者マイページを作成しており、オンライン自主応募の受付を可としている大卒等求人につきましては、4月1日以降の求人公開に際し、求職者マイページを作成している新規大卒者等によるオンライン自主応募が可能となります。

5月31日以前にオンライン自主応募がなされたことを把握した企業等におかれましては、速やかにハローワークにご連絡いただいたうえで、下記の例を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

5月31日以前にオンライン自主応募を把握した場合の対応（例）

■ オンライン自主応募をした求職者に連絡

求人者マイページにて以下のメッセージの送信によりご連絡ください。

「新規大学等卒業・修了予定者については、6月1日以降に採用選考活動が開始となりますので、6月1日以降改めてご応募いただきますようお願いいたします。

ご応募から24時間以内であれば応募の取り消しが可能ですので、求職者マイページの「応募の取消」ボタンから取り消してください。応募を取り消した場合は、6月1日以降再度オンライン自主応募を行うことが可能です。

ご応募から24時間経過後は応募の取り消しができませんので、今回のご応募につきましては便宜的に不採用とさせていただきます。応募をご希望の場合は、6月1日以降最寄りのハローワークに応募をご希望の旨お伝えください。この場合、再度オンライン自主応募を行うことはできませんので、ご了承ください。」

■ 応募から24時間経過しても自主応募が取り消されない場合

求人者マイページにて当該自主応募について不採用処理をしていただき、その際に「求職者への連絡事項」欄に以下のコメントを入力してください。

「新規大学等卒業・修了予定者については、6月1日以降に採用選考活動が開始となりますので、6月1日以降改めてご応募いただきますようお願いいたします。

今回のご応募につきましては、ご応募から24時間経過したため応募の取り消しができませんので、便宜的に不採用とさせていただきます。

応募をご希望の場合は、6月1日以降最寄りのハローワークに応募をご希望の旨お伝えください。なお、再度オンライン自主応募を行うことはできませんので、ご了承ください。」